

平成 3 0 年 度

予 算 概 算 決 定 の 概 要
消 費 ・ 安 全 局 動 物 衛 生 課

平 成 2 9 年 1 2 月

農 林 水 産 省

家畜衛生等総合対策

【5, 503（5, 488）百万円】

対策のポイント

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 849（4, 848）百万円

- (1) 畜産物の輸出促進及び家畜の生産性の向上に資するよう、近年発生が増加しているEBL（牛の血液の病気）や牛ウイルス性下痢・粘膜病等の家畜の慢性疾病の清浄化対策を推進します。

また、飼養衛生管理の徹底、迅速かつ正確な診断体制の整備を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視等を行います。

- (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。

（委託費、補助率：10／10、1／2等
委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 402（424）百万円

人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、繁殖雌牛の輸入需要急増に対応するための検査体制の維持等、水際の防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保 189（154）百万円

地域における産業動物獣医師の育成・確保のため、産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援を実施します。

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：民間団体等）

4. 水産防疫体制の充実・強化

63(63)百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関の検査精度向上のための体制構築等を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

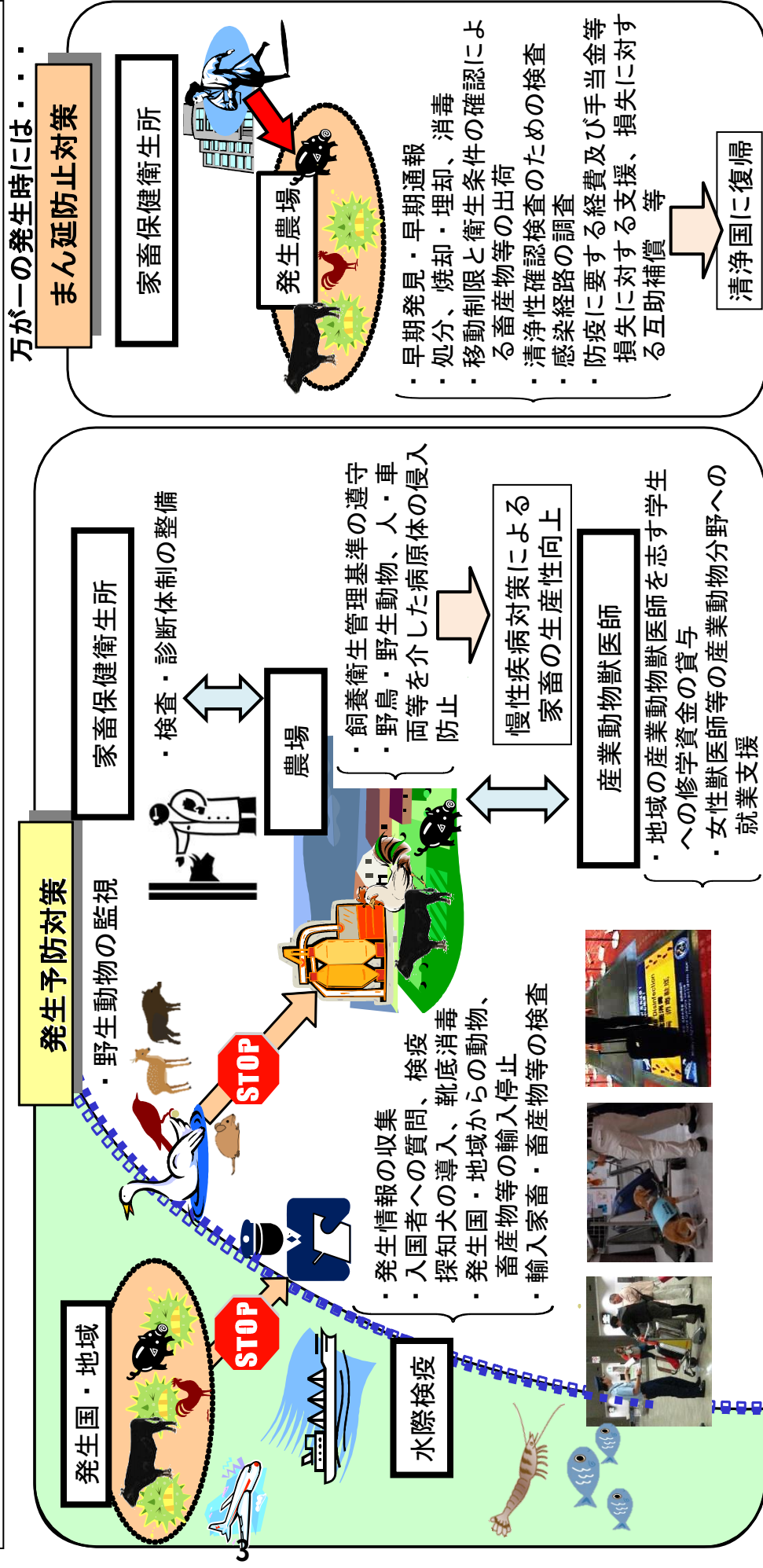
（お問い合わせ先：
1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 （03-3502-5994）
3、4の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 （03-6744-2103）

家畜衛生等総合対策

【平成30年度予算概算決定額5,503(5,488)百万円】

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

＜主な内容＞家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止、家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止、産業動物獣医師の育成・確保、水産防疫体制の充実・強化



家畜伝染病予防費

【3, 231 (3, 231) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度及び平成28年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾病的が発生しており、これらの疾病的の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
 - ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
 - ③ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

事業実施主体： 都道府県
負担率： 10/10、1/2 (法律補助)

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

交付先： 家畜の所有者
交付率： 10/10、1/2 (法律補助)

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

牛疾病検査円滑化推進対策事業（拡充）
（前年度：死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業）

【932（919）百万円】

対策のポイント

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。また、牛の結核病及びブルセラ病について、平成30年度から清浄性確認サーベイランスを行い、清浄化を達成します。

<背景／課題>

- ・我が国は、これまでの死亡牛のBSE検査実績の評価を踏まえ、国際獣疫事務局（OIE）総会において、平成25年5月に「無視できるBSEリスクの国」として認定されたところです。今後も引き続き死亡牛のBSE検査を実施し、飼料規制などのBSE対策の有効性を確認するとともに、同病の浸潤状況を把握するためにも、**国内の監視を継続する必要があります。**
- ・我が国では、これまでの定期検査により、牛の結核病及びブルセラ病の清浄国宣言が可能と考えられる状況にあり、早期の清浄化を達成するため、OIEの定める清浄国宣言を行うために必要な要件を満たす検査を集中して実施する必要があります。

政策目標

- ・死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認
- ・我が国における牛の結核病及びブルセラ病の清浄化を達成

<内容>

1. 事業内容

（1）死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる死亡牛の運搬、処理等に対して助成を行います。

（2）牛の結核病・ブルセラ病の清浄性確認サーベイランスに要する費用の助成（新規）

牛の結核病及びブルセラ病の清浄性確認サーベイランスを実施する際に、検査対象となった牛の飼養者に対し、検査に要する費用を助成します。

2. 事業実施主体 **民間団体等**

3. 補助率 **定額、1／2以内**

4. 事業実施期間 **（1）平成17年度～30年度**
 （2）平成30年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03－3502－8292）]

家畜生産農場清浄化支援対策事業（拡充）

【577（581）百万円】

対策のポイント

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾患の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾患の清浄化には地域一体となった取組が重要であり、生産者が主体的に疾患の清浄化対策を進めていく必要があります。
- ・全国的に拡大防止や清浄化を進めるべき伝染性疾患（牛のヨーネ病、EBL、牛ウイルス性下痢・粘膜病）について、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰等を推進することが必要です。また、全国的にはほぼ清浄化を達成した豚のオーエスキ病についても、清浄性を維持・確認するための積極的な検査等が必要です。
- ・さらに、各地域において、今のところ地域限定的であるものの、著しく生産性を阻害しており、また将来的に全国に感染が拡大し得る疾患が認められるため、これらの疾患に対する地域一体となった拡大防止や清浄化対策を推進することが必要です。
- ・平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことから、同基準に基づく管理を早期に徹底するため、生産者による飼養衛生管理の向上に対する取組を支援することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾患の感染拡大防止・清浄化の推進
- 地域一体となった慢性疾患対策への意識向上
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 吸血昆虫が媒介する流行性疾患の発生予防

<内容>

1. 事業内容

(1) 疾患清浄化支援対策（拡充）

① 牛疾患防疫支援対策

牛のヨーネ病、EBL、牛ウイルス性下痢・粘膜病に対し、感染拡大の防止及び清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の重点的な検査及びリスク牛のとう汰、共同放牧場での吸血昆虫の駆除対策（EBL）等を支援します。

② 豚疾患防疫支援対策

豚のオーエスキ病の清浄性を維持・確認するため、清浄地域における抗体検査等を支援するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。

③ 地域慢性疾患清浄化支援対策

地域で課題となっている慢性疾患の清浄化に向け、関係者一体となった取組を推進するため、農場カルテや地域カルテの作成等を支援します。

(2) 農場飼養衛生管理強化・疾患流行防止支援対策

生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額、1／2以内

4. 事業実施期間

平成29年度～35年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

家畜生産農場清浄化支援対策事業（地域慢性疾病清浄化支援）



慢性疾病の存在・・・

発育不良や治療を要する個体の増加により、生産性が低下し、農家の収入減少につながる。

【農場単独で行う疾病対策】

（問題点）

- 原因の究明はできたか？
- 飼養条件の問題に気付くか？
- 地域的なまん延はあるか？
- 適切なワクチンの種類と、接種時期の選択は？ etc...

個別の取組には限界

取組の成果が目に見えないと、清浄化へのモチベーションが低下

対策の中断

結果につながりにくい

【関係者一丸で行う疾病対策】



農場カルテの作成

旅費、カルテ作成費等を助成

地域カルテの作成

旅費、カルテ作成費等を助成

関係者一丸で行う対策



検査費、対策費、旅等を助成

定期的な検討会



検討会開催費、旅費等を助成

- 個別課題の把握と適切な対策の実施
- 衛生意識の向上と有用な情報の共有

モチベーション

の維持

有用な対策の
継続実施

目標：疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

農場生産衛生強化推進事業（拡充）

【11（9）百万円】

対策のポイント

H A C C Pの考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保し、畜産物の付加価値や国内外の消費者への訴求力を高めます。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性を向上させるため、生産農場における衛生管理に、危害要因分析・必須管理点（H A C C P）の考え方を採り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場H A C C P）の取組を推進してきたところです。
- ・農場H A C C Pを定着させるためには、農場H A C C Pの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強し、農場H A C C Pに取り組む農場数を増やすことが重要です。

政策目標

平成30年度までに農場H A C C Pに取り組む農場及び認証農場を更に拡大（取組農場：約10,000戸、認証農場：約500戸）

<内容>

1. 事業内容

（1）農場指導員の養成

農場H A C C Pの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強するため、養成カリキュラムの検討・充実や養成研修を実施します。

（2）認証取得支援研修会の開催（新規）

認証取得に向けた取組を促進するため、農場向けの研修会を開催し、農場指導員と農場のマッチング等を図ります。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

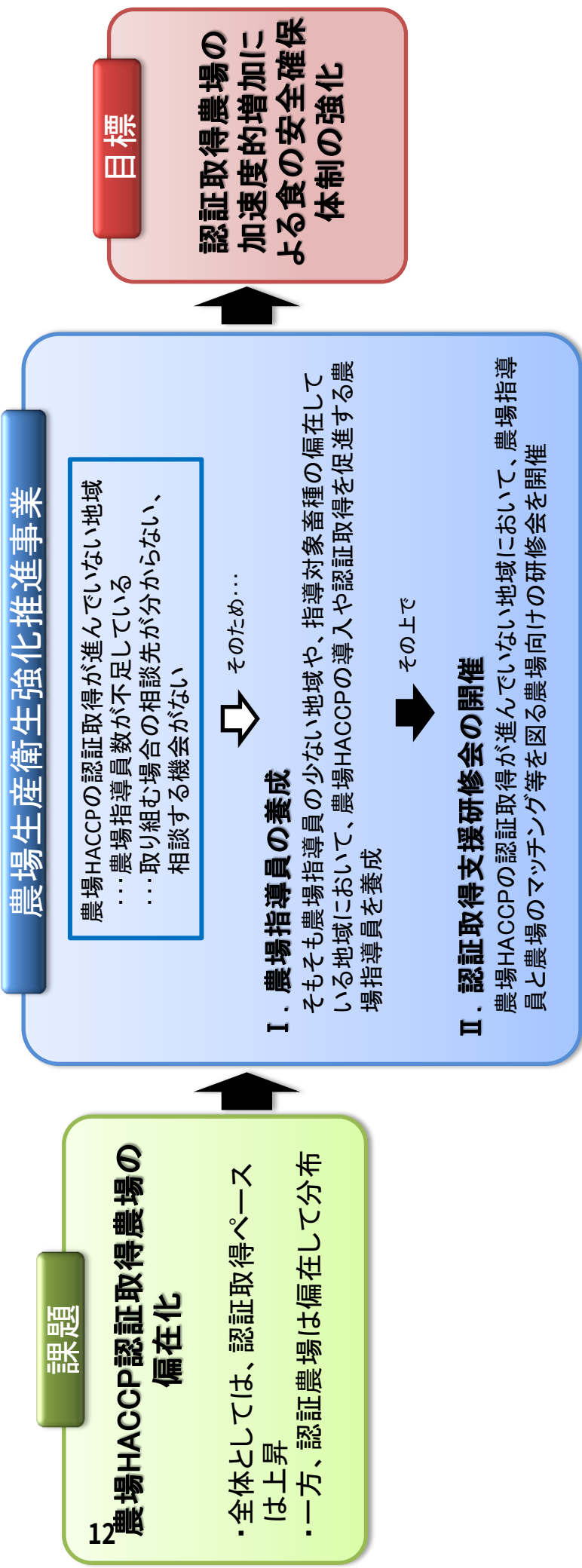
4. 事業実施期間 平成19年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

農場HACCPの取組

農場レベルでの衛生管理の徹底を通じた食の安全を確保するために必要となる全国での農場HACCPの拡大・定着を図るため、認証取得が進んでいない地域における認証取得に向けた取組を推進する。

～ 農場HACCPに係る課題と取組 ～



家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業委託費（新規）

【11（一）百万円】

対策のポイント

外部機関による検査技術等の点検を実施することにより、各都道府県の家畜保健衛生所の検査技術等のレベルを客観的に評価し、全国における検査技術等の高位平準化を図ります。

<背景／課題>

- ・高病原性鳥インフルエンザ等の重要な疾病を早期に摘発するため、各都道府県の家畜保健衛生所等において信頼度の高い検査を行うことは、我が国における家畜の伝染性疾病の清浄性維持の観点のみならず、我が国の家畜疾病の診断体制に対する輸出先国の信頼を確保する観点からも必要です。
- ・各家畜保健衛生所等の検査室の信頼性を確保するためには、外部機関による検査技術等の点検を実施することにより、その検査技術等のレベルを客観的に評価し、全国における検査技術等の高位平準化を図ることが重要です。

政策目標

平成32年度までに、全国の家畜保健衛生所等（170か所）における検査技術等を向上

<内容>

1. 事業内容

（1）検体の作成・配布

全国の家畜保健衛生所等（170か所）に対して、外部機関による検査技術等の点検を実施するための試験検体の作成・配布を行います。

（2）現地指導

全国の病性鑑定機能を有する家畜保健衛生所等（50か所）に対して、外部機関による検査技術等に関する試験結果と合わせ、習熟状況を確認するための現地調査を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成30年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業

鳥インフルエンザ等の重要な疾病を早期に摘発するため、各都道府県の家畜保健衛生所において信頼性の高い検査を行うことは、我が国における家畜の伝染性疾病の清浄性確保の観点のみならず、我が国の家畜疾病の診断体制に対する輸出先国の信頼を確保する観点からも必要。

そのため、外部機関による全国的な技能試験を実施することにより、各家畜保健衛生所の検査技術等の高位平準化を図る。

家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業（委託費）

- ・外部機関による検査技術等の点検を実施するための試験検体の作成・配布
（全ての家畜保健衛生所、170か所）
- ・検査技術等の習熟状況を確認するための現地調査の実施
（病性鑑定機能を有する家畜保健衛生所、50か所）

14

H30

H31

H32

病性鑑定機能を有する家畜保健衛生所（全国50か所）

鳥インフルエンザ
リアルタイムPCR

鳥インフルエンザ
PCR

ヨーネ病
PCR

その他の家畜保健衛生所（全国120か所）

豚コレラ

オースキー病

細菌分離

家畜保健衛生所における信頼性の高い検査を確保するとともに、我が国の畜産物の輸出を促進！

動物用ワクチン等保管事業（拡充）

【17（14）百万円】

対策のポイント

豚流行性下痢のワクチン等について、需要急増時に備えた保管を支援します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病が流行し、ワクチン等の需要が急増した場合に、ワクチン等製造メーカーによるワクチン等の供給が円滑に行われなければ、当該疾病が急速にまん延し、畜産物の安定供給に支障を生じる懸念があります。
- ・このような事態を未然に回避するため、製造メーカーが平常時に販売が見込まれる数量以上の一定量のワクチン等を保管し、緊急時に必要なワクチン等を安定的に供給するとともに、緊急時における保管対象ワクチン等の効率的な利用のためワクチン等の流通体制の整備が必要です。

政策目標

- ・動物用ワクチン等の需要急増時に備えた流通体制の整備
- ・動物用ワクチン等の保管支援及び緊急時における安定供給の推進

<内容>

1. 事業内容

- (1) 保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定の実施とともに、緊急時における動物用ワクチン等の流通体制の整備を支援します。
- (2) ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費、冷蔵装置の整備等を支援します。

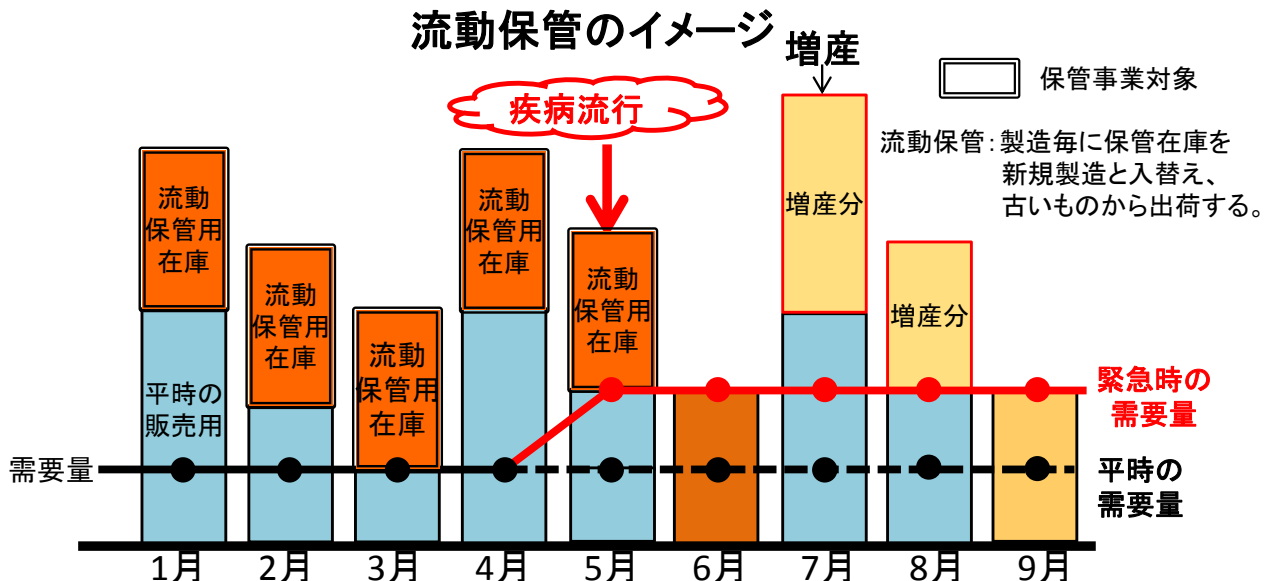
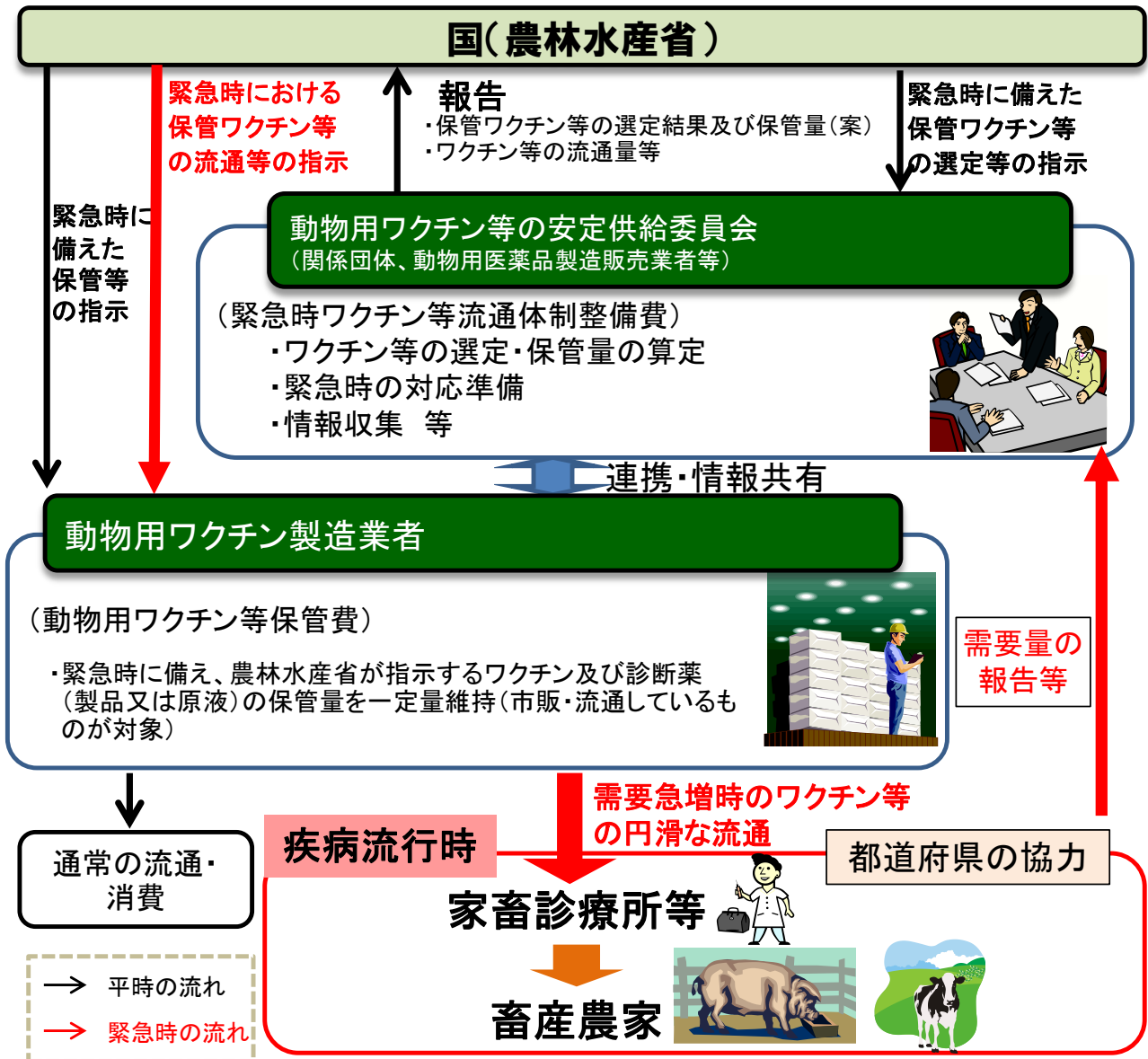
2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成27年度～平成34年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

動物用ワクチン等の安定供給の仕組み



戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費（拡充）

【69（68）百万円】

対策のポイント

防疫上重要な家畜の伝染性疾病的監視・早期診断体制を整備します。

<背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病的の発生・まん延を防止するためには、家畜群への伝染性疾病的の侵入を監視するとともに、伝染性疾病的が侵入した場合に早期に摘発できる検査体制を整備し、適切な防疫措置を講じることが重要です。
- ・このため、防疫上重要な疾病について、市販されていない検査用試薬の製造・配布、技術研修等を行い、診断体制を整備するとともに、流行している病原体の特性を踏まえた的確な診断、防疫措置及び原因究明を実施するため、原因となる病原体を収集し、性状解析を行うことが不可欠です。
- ・また、野生動物での伝染性疾病的の発生状況を適切に監視することは、家畜群への伝染性疾病的の侵入防止対策を講じる上で不可欠であり、また、畜産物を輸出する際に相手国から求められる条件にもなっています。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病的の検査用試薬の製造・配布
- 診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析
- 家畜の伝染性疾病的の診断体制強化
- 野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病的の調査・監視体制の整備

<内容>

1. 事業内容

(1) 家畜伝染病早期診断体制整備事業

① 家畜の伝染性疾病的の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布

口蹄疫、鳥インフルエンザ、コロナウイルス病、アルボウイルス感染症等の防疫上重要な疾病的の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。

② 家畜の伝染性疾病的の診断体制強化

口蹄疫等の国家防疫上重要な疾病について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

(2) 野生動物監視体制整備事業（拡充）

捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病的（ヨーネ病、結核、CWD、豚コレラ、ニューカッスル病等）の感染状況を調査する。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成26年度～平成34年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

戦略的監視・診断体制整備推進事業

農林水産物・食品の輸出額を一兆円とする目標の達成に向け、輸出拡大に取り組んでいる中で、我が国の畜産物の輸出停止につながる口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザについては、発生予防と発生時の早期発見及び早期封じ込めが不可欠。

＜発生予防＞

野生動物が保有する病原体の家畜への侵入防止

鹿、いのしし等の野生動物が増加しており、全国の猟友会等の協力を得ながら、計画的に以下の検査を実施。検査結果を生産現場にフィードバックし、飼養衛生管理対策に活用。

鹿：結核病、ヨーネ病、ブルセラ病
いのしし：PRRS、オースキー病、PED、
豚丹毒、豚コレラ等

野鳥：ニューカッスル病

鹿の伝達性海綿状脳症であるCWDについて、
ジビエ利用を進めているシカの残渣利用や、
養鹿が家畜に及ぼすリスクを評価するため、
採材や検査手法の検討を含め、サーベイラ
ンスを実施。

＜早期発見・封じ込め＞

家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析・検査用試薬の製造・配布及び診断体制の整備

- ・ 万一の際の早期発見・封じ込めのためには、診断体制の整備・強化が必要であることから、病原体の収集・分析、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬を製造・配布。
- ・ 口蹄疫等の国内診断体制を整備するための技術研修を実施し、診断能力を強化。
- ・ 周辺国で分離された口蹄疫ウイルスの輸入、ワクチンのマッチング検査、診断方法の検証。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 馬術競技場における衛生管理事業委託費

【11（15）百万円】

対策のポイント

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止します。

<背景／課題>

- ・馬ピロプラズマ病は、ダニによって媒介される馬に貧血、発熱等を起こす伝染病で、我が国での発生は確認されていません。
- ・本病に対する有効なワクチンや治療法はなく、一度侵入すると常在化するおそれがあり、清浄化は困難な病気です。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるために、競技場の適切な衛生管理を行い、本病の侵入・まん延の防止を図ります。

政策目標

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

<内容>

1. 事業内容

- (1) 平成29年度に実施するダニの駆除の結果を検証するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの清浄性確認のための生息調査を実施します。
- (2) 生息調査の結果に基づき、ダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行い、馬術競技場及びその周辺におけるダニの清浄性を確保します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成28年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)]

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 馬術競技場における衛生管理事業委託費

【11（15）百万円】

対策のポイント

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止します。

<背景／課題>

- ・馬ピロプラズマ病は、ダニによって媒介される馬に貧血、発熱等を起こす伝染病で、我が国での発生は確認されていません。
- ・本病に対する有効なワクチンや治療法はなく、一度侵入すると常在化するおそれがあり、清浄化は困難な病気です。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させるために、競技場の適切な衛生管理を行い、本病の侵入・まん延の防止を図ります。

政策目標

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

<内容>

1. 事業内容

- (1) 平成29年度に実施するダニの駆除の結果を検証するため、馬術競技場及びその周辺におけるダニの清浄性確認のための生息調査を実施します。
- (2) 生息調査の結果に基づき、ダニの追加的駆除及び駆除効果の測定を行い、馬術競技場及びその周辺におけるダニの清浄性を確保します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成28年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)]

動物疾病基幹診断施設のISO 17025等 外部精度管理支援事業

【10（12）百万円】

対策のポイント

我が国の診断・検査体制への信頼性の向上のため、動物疾病基幹診断施設の外部精度管理を支援します。

<背景／課題>

- ・動物衛生に係る国際機関である国際獣疫事務局（OIE）が認定する基幹診断施設は、国際的な診断技術の標準化及び防疫体制の確立に貢献するとともに、国内における確定診断、技術普及等においても先導的な役割を果たしています。
- ・OIEはこれらの基幹診断施設に対し、平成29年までに検査の精度管理のための外部認証となるISO 17025等を取得することを要件としています。
- ・また、我が国の畜産物の輸出を促進するためには、我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の確保が必要です。

政策目標

- 基幹診断施設のISO 17025等の取得
- 動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

<内容>

1. 事業内容

ISO 17025等の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成28年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03－3502－8295）]

動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業

OIEのレファラボ(動物疾病基幹診断施設)の意義

- ✓ OIEが認定する国際的な診断助言施設
⇒ OIEの基準策定・普及を通じ、各国の診断技術の標準化及び防疫体制の確立に寄与
⇒ 国内における確定診断及び技術普及について先導的役割

(参考) OIEの国際基準

- ✓ 動物衛生に係る各国のSPS措置の規範
- ✓ 動物疾病の診断方法、ワクチン製造に係る規範

ISO取得に関する動き

- ✓ 診断施設のISO17025取得が国際的な流れ
- ✓ OIEのレファラボとしては、H29年までにISOを取得することが要件

【OIEレファラボのISO取得割合 H28年3月時点】

韓国10割(6/6)、豪州10割(13/13)、中国5割(7/14)、日本2割(3/14※)
※自己資金にて対応

(参考) ISO17025とは？

- ✓ 診断の体制及びその精度を保証するための国際的な基準

期待される効果

- ✓ OIEのレファラボ等の認定を維持



- 日本の検査技術への国際的な信頼を確保
- 日本からの輸出に係る検査協議が促進

**消費・安全対策交付金（ソフト）における
家畜衛生の推進（拡充）**
【消費・安全対策交付金 2, 038（1, 910）百万円の内数】

対策のポイント

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備や生産性を阻害する慢性疾病等の被害低減対策等の取組を進めます。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、PEDなどの家畜の伝染性疾病による損失の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・特に、喫緊の課題として、家畜保健衛生所が行う家畜の伝染性疾病の診断の迅速性及び信頼性の向上を図るための取組、鳥インフルエンザの発生のおそれが高まっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等を推進する必要があります。

政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていないためまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<内容>

1. 事業内容

（1）監視体制の整備（拡充）

家畜衛生関連情報の収集、動物由来感染症等のモニタリングの実施・検査体制の整備、飼養衛生管理基準の農家への普及や特定家畜伝染病防疫指針等に基づく農家に対する指導、検査機器の校正等を実施するとともに、病性鑑定家畜保健衛生所以外の家畜保健衛生所における遺伝子検査の実施のための検査機器の整備を支援します。

（2）危機管理体制の整備

防疫演習の実施、と殺家畜の輸送体制の構築、都道府県や大学等の広域的な連携の推進等による病性鑑定ネットワーク体制の構築等の取組を支援します。

（3）家畜衛生対策による生産性向上の推進

地域で課題となっている生産性を阻害するPEDなどの慢性疾病等について、発生状況の調査、農家に対する管理指導研修、その他関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等疾病による損失防止の取組を支援します。

(4) 畜産物の安全性向上

畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の普及・定着等による畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

(5) 農場バイオセキュリティの向上

地域一体となった、防鳥ネットの設置等野生動物の侵入防止・駆除、消毒用機器等の資材の整備等、農場のバイオセキュリティの向上による経営安定の取組を支援します。

また、都道府県が指定するPED特別防疫対策地域において実施される地域の緊急消毒等に加え、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生のおそれが高まっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等の取組を支援します。

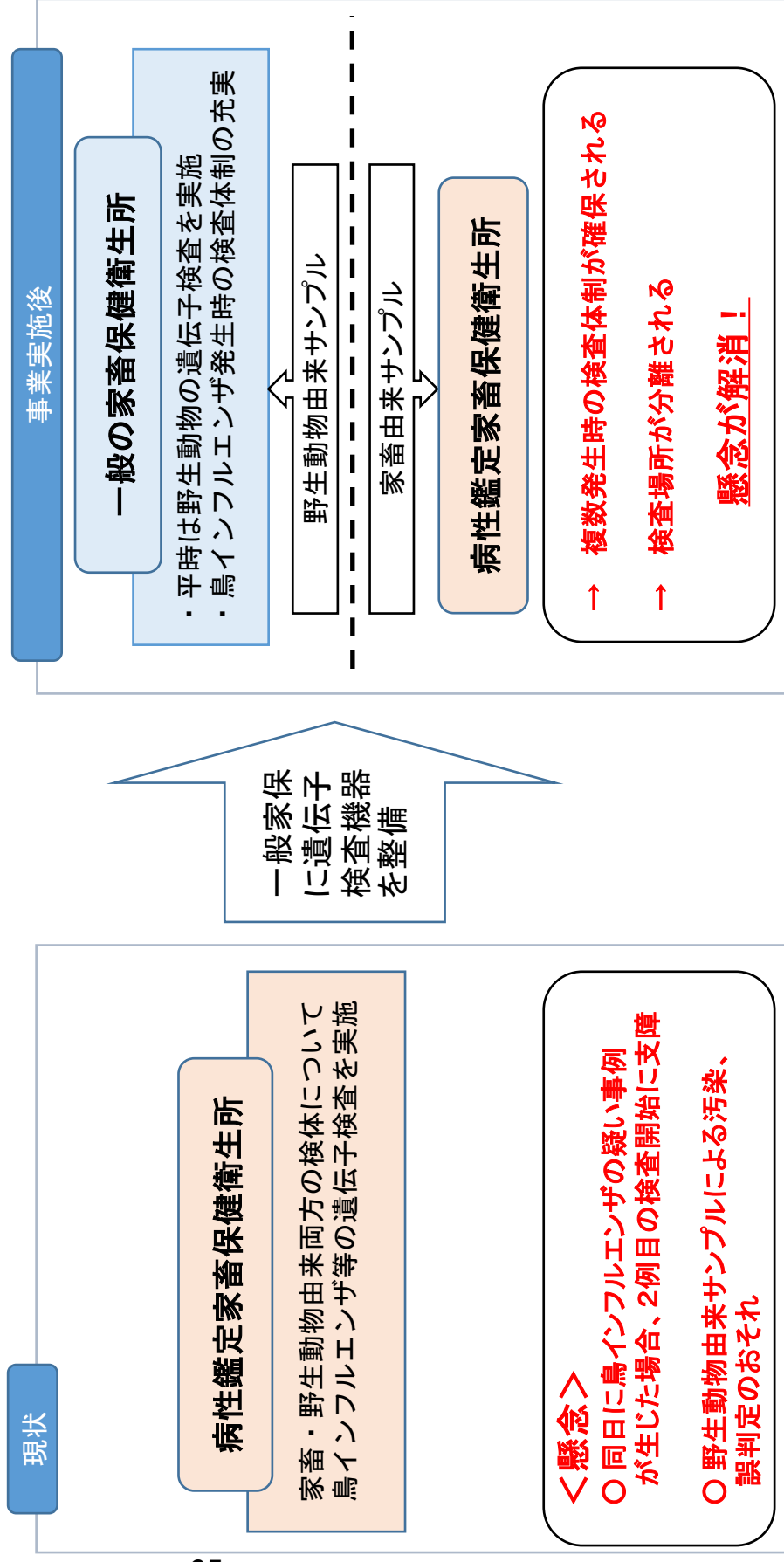
- | | |
|-----------|------------------------|
| 2. 事業実施主体 | 都道府県、市町村、農業者団体等 |
| 3. 交付率 | 定額（9／10以内、1／2以内、1／3以内） |
| 4. 事業実施期間 | 平成27年度～31年度 |

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

消費・安全対策交付金のうち家畜衛生の推進(ソフト)の拡充

家畜衛生体制を強化し、輸出検疫協議を推進する体制を整備

- 疾病発生時に迅速かつ正確な診断を実現し、疾病の早期封じ込めを行うことで、被害を最小化
(家畜衛生体制の強化)
- 家畜衛生体制を強化することで、輸出先国からの信頼性を確保 (戦略的な輸出検疫協議の実施)



消費・安全対策交付金（ハード）における 家畜衛生の推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 2, 038（1, 910）百万円の内数】

対策のポイント

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な家畜保健衛生所の施設整備や、地域における疾病のまん延を防止するために必要な施設整備の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、家畜の伝染性疾病による損失・損耗の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・このため、病原体の管理・処理を適切に行うために必要な高度なバイオセキュリティを完備した迅速・的確な病性鑑定を実施するための施設を整備することにより、都道府県における家畜防疫の実施機関である家畜保健衛生所の機能を向上させることが必要です。
- ・また、地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りする畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口における徹底した消毒が必要です。

政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていないためまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<内容>

1. 事業内容

（1）高度バイオセキュリティ対応施設の整備（拡充）

地域の中核となる家畜保健衛生所等において、家畜の伝染性疾病の発生時に迅速かつ安全に病性鑑定を実施するため、高度なバイオセキュリティを完備した検査施設や、遺伝子専用検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設を整備します。また、これらの施設を一括して整備することも可能となります。

（2）地域における車両消毒施設の整備

地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りする畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口において、車両消毒施設を整備します。

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

消費・安全対策交付金のうち家畜衛生の推進(ハード)の拡充内容

家畜衛生体制を強化し輸出検疫協議を推進する体制の整備

<家畜衛生体制の強化>

- 疾病発生時に迅速かつ正確な診断を実現し、疾病の早期封じ込めを行うことで、被害を最小化
 - 周辺環境を考慮した家畜保健衛生所の再編整備を行うことにより、迅速かつ効率的な防疫対応を実施
- ### <戦略的な輸出検疫協議の実施>
- 家畜衛生体制を強化することで、輸出先国からの信頼性を確保（戦略的な輸出検疫協議の実施）

現状

病性鑑定家畜保健衛生所等

鳥インフルエンザ等について遺伝子検査を実施

- ① 複数の検査を狭小な同一検査室内で実施することによる、検査環境の汚染、誤判定の懸念
- ② 家畜保健衛生所の設置当時に比べると、周辺の宅地化等により畜産農家の所在地が遠くなるなど、迅速な検査や防疫対応が取りにくくなっている

病性鑑定家畜保健衛生所等を再編整備する際に、検査施設・検査関連施設全体を一括して整備することで...

診断体制の充実に向けた設備・機器等の整備

検査施設・検査関連施設の一括整備



確定診断を実施する病性鑑定家畜保健衛生所等を統合新築等する場合の一括整備を支援

→ 検査室の動線が確保され、検査場所が分離される

↑ 懸念が解消！

→ 再編整備の結果、畜産農家の近くなどへの設置が可能

↑ 迅速かつ効果的な防疫対応により、無駄が省ける！

動物検疫所の検疫事業費（拡充）

【943（833）百万円】

対策のポイント

海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、動物検疫体制の充実強化を図ります。

<背景／課題>

- ・国際物流の進展、訪日外国人旅行者の拡大等により、国内各地における海外との人や物の動きが一層活発化しています。
- ・一方、近隣アジア諸国をはじめ、海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生が拡大し、我が国へのこれらの疾病の侵入が危惧されており、輸出を促進する上でも侵入防止に万全を期す必要があります。
- ・また、国際的にネットワーク化の動きがある証明書を電子化することによる輸出手続の簡素化が求められています。

政策目標

- 輸出促進の前提ともなる家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底
- 輸出手続きの簡素化

<内容>

1. 事業内容

（1）家畜の伝染性疾病の検疫体制の強化（拡充）

① 増加する訪日外国人旅行者等への総合的な対策の強化

動植物検疫探知犬を東京国際空港（羽田空港）に1頭を増頭し、旅客の携帯品の検疫体制を強化します。

② 急増する繁殖雌牛の輸入需要に対する的確な対応

近年の子牛不足等を背景とした繁殖雌牛の輸入需要急増に的確に対応するための検査体制を維持し、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（2）輸出手続の簡素化（拡充）

電子的証明書の発行に係るシステムについて、輸出相手国政府機関とのシステム改修に係る調査・調整を行い、輸出手続の簡素化・迅速化に取り組みます。

2. 事業実施主体

動物検疫所

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）]